

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行 東京都

○都営住宅の名称、位置、使用料等.....(同).....八	規則
○都営改良住宅の廃止.....(同).....八	
○都営住宅の使用料の変更.....(同).....八	
○都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数.....(同).....八	
○令和五年東京都告示第九百六十三号（東京都道路占用規則による徴収単価）の廃止.....(同).....八	
○都立公園の位置、区域及び面積の変更.....(建設局公園緑地部公園課).....九	
○港湾施設の変更.....(港湾局港湾経営部経営課).....三	
○昭和三十九年東京都告示第二百五十六号（会計管理者をして特別出納員等に都の会計事務の一部を委任させたもの）の一部改正.....(会計管理局管理部総務課).....三	
○政治団体の届出.....(同).....四	規則（公）
○政治団体の届出事項の異動の届出.....(同).....四	
○政治団体の解散の届出.....(同).....四	
○資金管理団体の指定の届出.....(同).....四	
○資金管理団体の届出事項の異動の届出.....(同).....四	
○資金管理団体でなくなつた旨の届出.....(同).....二	
○東京都議会議員補欠選挙（江東区、品川区、中野区、北区、板橋区、足立区、八王子市、府中市及び南多摩の各選挙区）の選挙期日.....(東京都職員共済組合).....三	規程（文）
○東京都職員の退職管理の運営等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。	
令和六年六月二十八日 東京都知事 小池百合子	
○東京都規則第百二十五号 東京都職員の退職管理の運営等に関する規則 の一部を改正する規則	
○東京都職員の退職管理の運営等に関する規則（平成二十 四）	
○都営住宅の使用料の変更.....(同).....三	
○都営住宅の廃止.....(住宅政策本部都営住宅経営部企画課).....三	
○土地区画整理事業の事業計画の変更.....(都市整備局市街地整備部区画整理課).....三	
○都市計画事業の事業計画の変更認可.....(財務局財産運用部管理課).....二	
○勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める金額）の一部改正.....(同).....二	
○平成八年東京都告示第八百九十四号（東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定によ る年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金 たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高 限度額）の一部改正.....(総務局人事部職員支援課).....二	
○土地收回用法による收回又は使用の手続開始..... 勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定によ り知事が定める金額）の一部改正.....(同).....二	
○都市計画事業の事業計画の変更認可.....(財務局財産運用部管理課).....二	
○土地区画整理事業の事業計画の変更.....(都市整備局市街地整備部区画整理課).....二	
○都営住宅の廃止.....(住宅政策本部都営住宅経営部企画課).....三	
○都営住宅の使用料の変更.....(同).....三	
○東京都議会議員補欠選挙（江東区、品川区、中野区、北区、板橋区、足立区、八王子市、府中市及び南多摩の各選挙区）における選挙公報掲載申請期限.....(都市整備局市街地整備部区画整理課).....二	
○日時.....(同).....二	

八年東京都規則第七百三十三号の一部を次のように改正する。

別表中「危険物保安技術協会」を「危険物保安技術協会
金融経済教育推進機

に改める。

構
附
則

この規則は、令和六年七月一日から施行する。

東京都会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年六月二十八日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二百二十六号

東京都会計事務規則の一部を改正する規則

東京都会計事務規則(昭和三十九年東京都規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項第一号中「払込」を「払込み」に改め、同条第四項に次の一号を加える。

四 デジタルサービス局の出納員 デジタルサービス局
長が指定する情報処理システムにより取り扱う使用料、
手数料その他の歳入の領収及び払込みをすること。

附
則

この規則は、令和六年七月一日から施行する。

告
示

●東京都告示第七百六十三号

平成四年東京都告示第七百六十一号(東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正

する。
令和六年六月二十八日

東京都知事 小池百合子

表を次のように改める。

年 齡 階 層 最低限度額 最高限度額

二十歳未満

五、二六三円

一三、四四二円

二十歳以上二十五歳未満

五、八七二円

一三、四四二円

二十五歳以上三十歳未満

六、三八〇円

一四、八四二円

三十歳以上三十五歳未満

六、七一二円

一七、六一九円

三十五歳以上四十歳未満

七、〇七八円

二〇、六四九円

四十歳以上四十五歳未満

七、二六八円

二一、九七一円

四十五歳以上五十歳未満

七、四三三円

二三、八八六円

五十歳以上五十五歳未満

七、二九〇円

二四、九一六円

五十五歳以上六十歳未満

六、九七五円

二五、三八五円

六十歳以上六十五歳未満

五、八六〇円

二一、三二四円

六十五歳以上七十歳未満

四、〇六〇円

一六、〇七五円

七十歳以上

四、〇六〇円

一三、四四二円

附
則

この告示による改正後の最低限度額欄及び最高限度額欄の規定は、令和六年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

●東京都告示第七百六十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の三の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

令和六年六月二十八日

東京都知事 小池百合子

一 起業者の名称

国土交通大臣

二 事業の種類

東京都市計画道路事業幹線街路放射第十九号線

三 手続が開始される土地

(一) 収用の手続が開始される土地

平成八年東京都告示第八百九十四号(東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める金額)の一部を次のように改正する。

令和六年六月二十八日

東京都知事 小池百合子

表常時介護を要する状態の項中「十七万二千五百五十円」を「十七万七千九百五十円」に、「七万七千八百九十九円」を「八万一千二百九十円」に改め、同表隨時介護をする状態の項中「八万六千二百八十円」を「八万八千九百八十円」に、「三万八千九百円」を「四万六百円」に改め

(二) 使用の手続が開始される土地
なし

四 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
港区役所街づくり支援部都市計画課

● 東京都告示第七百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十四年東京都告示第二百六十号東京都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年六月二十八日

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称
杉並区

二 都市計画事業の種類及び名称
東京都市計画公園事業第四・四・十
八号下高井戸公園

三 事業施行期間
平成二十四年二月二十七日から令和九年三月三十日まで

四 事業地
収用の部分

平成二十四年東京都告示第二百六十号及び平成二十九年東京都告示第四百五十号の事業地のうち杉並区下高井戸二丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分
変更なし

業計画を変更したので、土地区画整理事業法（昭和二十九年法律第二百十九号）第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次とおり告示する。

令和六年六月二十八日

東京都知事 小池百合子

一 土地区画整理事業の名称

東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業

二 事務所の所在地
中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備事務所内

三 事業計画の決定の年月日

平成十年三月三十日

四 変更の年月日

令和六年六月二十八日

● 東京都告示第七百六十八号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定により告示する。

令和六年六月二十八日

東京都知事 小池百合子

● 東京都告示第七百六十七号

東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業の事

高井戸東一丁目アパート
(1、2号棟)

杉並区高井戸東一丁目十三番
ほか

中層耐火 三九・〇平方メートル

戸数

名 称

位 置

構造及び規模

● 東京都告示第七百六十九号
東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和六年七月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和六年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造	名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超える158,000円以下の者に適用される使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、月額/戸)
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート（1号棟）	港区	芝5-18		34.3	3	33,100	86,700
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（11号棟）	新宿区	戸山2-11		40.3	1	35,000	86,500
一般都営	高層耐火	早稲田アパート（1号棟）	新宿区	西早稲田1-9		34.4	1	29,200	52,900
一般都営	高層耐火	東大久保一丁目アパート（1号棟）	新宿区	新宿6-13		42.2	2	36,100	67,200
一般都営	高層耐火	清川二丁目アパート（3号棟）	台東区	清川2-22		34.3	1	25,300	36,800
一般都営	高層耐火	下谷一丁目アパート（1-2-10号棟）	台東区	下谷1-2		35.4	2	28,200	40,800
一般都営	中層耐火	大島五丁目第2アパート（15号棟）	江東区	大島5-17		55.9	1	47,200	73,700
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート（12号棟）	江東区	亀戸7-57		42.2	1	34,400	54,000
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目第2アパート（4号棟）	江東区	亀戸7-40		51.0	6	42,300	64,600
一般都営	高層耐火	北砂六丁目アパート（14号棟）	江東区	北砂6-16		48.1	5	40,600	78,500
一般都営	高層耐火	北砂六丁目アパート（14号棟）	江東区	北砂6-16		55.9	3	47,200	91,200
一般都営	中層耐火	東砂一丁目第2アパート（2号棟）	江東区	東砂1-5		42.3	1	34,000	55,200
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート（12号棟）	江東区	東砂2-13		33.4	1	26,200	43,800
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート（2号棟）	江東区	東陽3-22		34.4	1	27,900	38,600
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート（1号棟）	江東区	北砂1-3		39.5	1	31,600	57,000
一般都営	高層耐火	白河一丁目アパート（1号棟）	江東区	白河1-5		50.9	22	42,400	82,900
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート（4号棟）	江東区	東雲2-4		51.2	2	42,500	89,000
一般都営	高層耐火	塩浜一丁目第2アパート（4号棟）	江東区	塩浜1-3		51.2	17	43,700	85,400
一般都営	高層耐火	塩浜一丁目第2アパート（4号棟）	江東区	塩浜1-3		51.2	1	44,400	95,600
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート（2号棟）	江東区	亀戸9-33		51.2	1	42,600	72,000
一般都営	高層耐火	森下三丁目アパート（9号棟）	江東区	森下3-13		54.0	25	45,100	83,500
一般都営	高層耐火	北品川アパート（1号棟）	品川区	北品川1-5		41.6	1	36,000	85,500
一般都営	高層耐火	東品川第4アパート（12号棟）	品川区	東品川1-2		34.3	1	29,000	47,000
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート（4号棟）	品川区	八潮5-1		59.6	1	52,300	103,700
一般都営	中層耐火	東六郷一丁目アパート（12号棟）	大田区	東六郷1-14		59.6	4	50,500	99,600
一般都営	中層耐火	大森西四丁目第3アパート（17号棟）	大田区	大森西4-2		59.6	4	50,700	99,200
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート（15号棟）	大田区	矢口2-21		32.9	1	26,000	38,700
一般都営	高層耐火	東糀谷五丁目アパート（14号棟）	大田区	東糀谷5-17		51.2	2	42,300	70,600
一般都営	中層耐火	桜丘三丁目アパート（1号棟）	世田谷区	桜丘3-4		55.9	8	47,200	105,300
一般都営	中層耐火	桜丘三丁目アパート（2号棟）	世田谷区	桜丘3-4		55.9	5	47,400	106,400
一般都営	中層耐火	桜丘三丁目アパート（3号棟）	世田谷区	桜丘3-4		48.1	8	41,000	95,900
一般都営	中層耐火	北烏山一丁目アパート（1号棟）	世田谷区	北烏山1-44		59.6	4	50,000	108,500
一般都営	中層耐火	北烏山一丁目アパート（1号棟）	世田谷区	北烏山1-39		59.6	1	50,300	109,600
一般都営	中層耐火	上用賀一丁目アパート（1号棟）	世田谷区	上用賀1-24		59.6	2	51,000	123,100
一般都営	中層耐火	上用賀一丁目アパート（2号棟）	世田谷区	上用賀1-24		59.6	5	51,000	123,100
一般都営	中層耐火	弦巻三丁目アパート（14号棟）	世田谷区	弦巻3-10		59.6	4	51,400	131,700
一般都営	中層耐火	船橋一丁目アパート（7号棟）	世田谷区	船橋1-51		59.6	1	50,600	120,500
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート（13号棟）	世田谷区	喜多見2-10		52.4	1	40,600	70,800

種類	構造	名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超える158,000円以下の者に適用される使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、月額/戸)
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート（43-12号棟）	渋谷区	笹塚2-43		38.7	1	32,900	91,400
一般都営	高層耐火	笹塚二丁目アパート（13号棟）	渋谷区	笹塚2-38		36.7	1	30,500	84,000
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート（14号棟）	渋谷区	笹塚2-34		38.7	2	32,700	90,600
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート（56-5号棟）	渋谷区	幡ヶ谷2-56		38.7	1	32,900	58,400
一般都営	高層耐火	渋谷区東二丁目第2アパート（36号棟）	渋谷区	東2-25		34.4	1	30,500	85,100
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート（2-3号棟）	渋谷区	広尾5-7		34.3	1	32,300	100,600
一般都営	中層耐火	高円寺北一丁目アパート（8号棟）	杉並区	高円寺北1-26		42.4	1	33,200	80,500
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート（19号棟）	杉並区	堀之内3-49		37.9	1	28,000	48,000
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート（2号棟）	北区	浮間1-8		55.9	1	45,200	87,500
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート（2号棟）	北区	浮間2-26		51.0	1	41,300	83,500
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート（15号棟）	北区	滝野川3-75		37.3	1	29,500	63,000
一般都営	中層耐火	稲付二丁目アパート（2号棟）	北区	赤羽南2-7		33.4	1	25,500	47,100
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート（8号棟）	北区	赤羽西5-4		39.0	1	29,900	54,300
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート（21号棟）	荒川区	東日暮里1-17		34.3	1	24,500	45,100
一般都営	高層耐火	西尾久八丁目アパート（21号棟）	荒川区	西尾久8-10		51.2	1	38,400	83,700
一般都営	中層耐火	蓮根三丁目第2アパート（1号棟）	板橋区	蓮根3-6		55.9	1	43,500	82,700
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート（2号棟）	板橋区	新河岸1-3		51.2	1	38,300	70,500
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート（1号棟）	板橋区	蓮根3-15		51.2	136	38,800	72,900
一般都営	中層耐火	早宮四丁目アパート（1号棟）	練馬区	早宮4-17		51.0	7	40,000	86,300
一般都営	高層耐火	練馬春日町五丁目アパート（2号棟）	練馬区	春日町5-29		51.2	1	40,000	81,900
一般都営	中層耐火	平和台二丁目アパート（3号棟）	練馬区	平和台2-45		59.6	1	47,700	108,100
一般都営	中層耐火	豊玉中四丁目アパート（3号棟）	練馬区	豊玉中4-6		55.9	3	44,600	102,100
一般都営	中層耐火	豊玉中四丁目アパート（2号棟）	練馬区	豊玉中4-6		55.9	3	44,600	102,100
一般都営	中層耐火	豊玉中四丁目アパート（1号棟）	練馬区	豊玉中4-6		51.0	2	40,500	93,200
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート（17号棟）	練馬区	北町6-17		55.9	1	43,700	95,700
一般都営	中層耐火	練馬閑町一丁目第2アパート（1号棟）	練馬区	閑町南2-12		55.9	1	43,900	92,300
一般都営	中層耐火	練馬閑町一丁目第2アパート（1号棟）	練馬区	閑町南2-12		48.1	1	37,700	79,500
一般都営	中層耐火	練馬閑町一丁目第2アパート（2号棟）	練馬区	閑町南2-12		55.9	4	43,900	92,300
一般都営	中層耐火	練馬閑町一丁目第2アパート（3号棟）	練馬区	閑町南2-12		55.9	1	43,900	92,300
一般都営	中層耐火	練馬閑町一丁目第2アパート（4号棟）	練馬区	閑町南2-12		48.1	4	37,700	79,500
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目第3アパート（1号棟）	練馬区	春日町3-31		55.9	5	43,600	89,800
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目第3アパート（1号棟）	練馬区	春日町3-31		48.1	4	37,600	77,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート（34号棟）	練馬区	石神井町1-1		36.4	1	26,800	56,700
一般都営	中層耐火	練馬閑町北三丁目アパート（1号棟）	練馬区	閑町北3-33		55.9	5	43,300	88,500
一般都営	中層耐火	練馬閑町北三丁目アパート（2号棟）	練馬区	閑町北3-33		51.0	2	39,500	80,800
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目アパート（2号棟）	練馬区	春日町4-4		55.9	4	43,400	87,500
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目第3アパート（3号棟）	練馬区	春日町4-4		48.1	8	37,300	75,300
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目第3アパート（4号棟）	練馬区	春日町4-4		55.9	11	43,400	87,500

種類	構造	名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超える158,000円以下の者に適用される使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、月額/戸)
一般都営	中層耐火	青井二丁目アパート(1号棟)	足立区青井2-29			55.9	7	41,500	85,600
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート(5号棟)	足立区島根4-20			59.6	1	43,300	80,300
一般都営	中層耐火	島根四丁目第2アパート(1号棟)	足立区島根4-29			59.6	5	43,700	85,400
一般都営	中層耐火	島根四丁目第2アパート(2号棟)	足立区島根4-29			55.9	10	40,900	80,000
一般都営	中層耐火	島根四丁目第2アパート(3号棟)	足立区島根4-30			55.9	5	40,900	80,000
一般都営	中層耐火	青井四丁目アパート(2号棟)	足立区青井4-36			51.0	1	37,900	80,000
一般都営	中層耐火	青井四丁目アパート(3号棟)	足立区青井4-37			59.6	1	44,300	93,500
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(20号棟)	足立区弘道2-13			62.1	1	45,300	89,000
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(20号棟)	足立区弘道2-13			55.9	8	40,800	80,000
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(19号棟)	足立区弘道2-13			48.1	3	35,100	68,900
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(3号棟)	足立区弘道2-16			55.9	6	41,000	79,800
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(1号棟)	足立区弘道2-16			59.6	5	44,100	91,700
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(2号棟)	足立区弘道2-16			59.6	6	44,100	91,700
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(17号棟)	足立区弘道2-13			51.0	4	37,800	78,500
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(3号棟)	足立区弘道2-11			71.2	1	53,000	110,100
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(3号棟)	足立区弘道2-11			59.6	3	44,400	92,100
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(5号棟)	足立区弘道2-10			59.6	10	44,600	93,300
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(6号棟)	足立区弘道2-9			51.1	3	38,200	80,000
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(3号棟)	足立区西保木間4-1			37.3	1	25,100	44,100
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(5号棟)	足立区西保木間4-1			37.3	1	25,100	44,100
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間4-3			33.4	1	22,600	39,400
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(16号棟)	足立区西保木間4-5			37.9	1	25,600	42,600
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(11号棟)	足立区谷在家3-22			35.7	1	24,200	41,600
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(14号棟)	足立区鹿浜5-24			41.0	1	28,100	46,900
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート(10号棟)	足立区花畑8-4			42.0	1	27,900	45,500
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(22号棟)	足立区花畑8-5			38.3	1	25,700	40,300
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート(3号棟)	足立区西新井6-15			42.3	1	29,800	47,000
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目第2アパート(1号棟)	足立区竹の塚7-4			51.0	10	36,200	65,800
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目第2アパート(2号棟)	足立区竹の塚7-4			51.0	5	36,200	65,800
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目第2アパート(3号棟)	足立区竹の塚7-4			39.0	6	27,700	50,300
一般都営	中層耐火	青井三丁目アパート(1号棟)	足立区青井3-10			51.0	4	37,300	75,300
一般都営	中層耐火	青井三丁目アパート(2号棟)	足立区青井3-10			51.0	13	37,200	75,300
一般都営	中層耐火	青井三丁目アパート(2号棟)	足立区青井3-10			51.0	3	37,300	75,300
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(6号棟)	足立区六木3-39			55.9	2	39,600	73,200
一般都営	中層耐火	足立加賀二丁目アパート(5号棟)	足立区加賀2-31			55.9	1	39,900	69,000
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート(4号棟)	足立区青井3-30			55.9	1	41,400	87,100
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート(2号棟)	足立区青井3-31			51.0	1	37,800	79,500
一般都営	中層耐火	南花畑五丁目第2アパート(1号棟)	足立区南花畑5-8			59.6	10	43,700	86,700

種類	構造	名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超える158,000円以下の者に適用される使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、月額/戸)
一般都営	中層耐火	柴又一丁目第2アパート(1号棟)	葛飾区柴又1-10			51.0	1	37,800	72,800
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート(3号棟)	葛飾区青戸3-3			42.3	7	31,100	61,200
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート(4号棟)	葛飾区青戸3-3			51.0	8	37,500	73,900
一般都営	中層耐火	鎌倉二丁目第3アパート(1号棟)	葛飾区鎌倉2-27			48.1	4	35,700	66,900
一般都営	高層耐火	亀有一丁目アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-18			51.2	15	37,500	71,400
一般都営	中層耐火	亀有一丁目アパート(2号棟)	葛飾区亀有1-16			48.1	3	35,400	67,900
一般都営	中層耐火	亀有一丁目アパート(3号棟)	葛飾区亀有1-16			48.1	3	35,400	67,900
一般都営	中層耐火	亀有一丁目アパート(4号棟)	葛飾区亀有1-17			55.9	8	41,700	79,700
一般都営	中層耐火	亀有一丁目アパート(5号棟)	葛飾区亀有1-17			55.9	6	41,500	79,700
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第4アパート(2号棟)	葛飾区亀有2-11			59.6	1	45,300	95,300
一般都営	中層耐火	青戸四丁目アパート(1号棟)	葛飾区青戸4-8			59.6	2	45,300	95,100
一般都営	中層耐火	青戸四丁目アパート(2号棟)	葛飾区青戸4-20			55.9	1	42,500	89,200
一般都営	中層耐火	青戸四丁目アパート(3号棟)	葛飾区青戸4-20			59.6	4	45,100	95,100
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第3アパート(1号棟)	葛飾区亀有2-17			59.6	4	44,900	95,500
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第3アパート(2号棟)	葛飾区亀有2-17			51.0	6	38,500	81,800
一般都営	中層耐火	西亀有二丁目第4アパート(1号棟)	葛飾区西亀有2-38			59.6	3	45,500	97,200
一般都営	中層耐火	西亀有二丁目第4アパート(2号棟)	葛飾区西亀有2-38			59.6	3	45,300	97,200
一般都営	中層耐火	西亀有二丁目第6アパート(2号棟)	葛飾区西亀有2-52			55.9	1	42,700	92,400
一般都営	中層耐火	東新小岩三丁目アパート(1号棟)	葛飾区東新小岩3-12			51.0	9	38,100	75,700
一般都営	中層耐火	柴又一丁目アパート(1号棟)	葛飾区柴又1-38			51.0	9	37,500	70,800
一般都営	中層耐火	柴又一丁目アパート(2号棟)	葛飾区柴又1-38			51.0	1	37,300	70,800
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1			51.2	41	38,900	69,800
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1			55.9	77	42,400	74,200
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1			55.9	67	42,400	74,200
一般都営	高層耐火	小菅三丁目アパート(1号棟)	葛飾区小菅3-6			55.9	12	41,600	79,600
一般都営	中層耐火	青戸八丁目アパート(1号棟)	葛飾区青戸8-27			59.6	7	43,900	82,300
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート(1号棟)	葛飾区南水元1-24			59.6	18	43,800	82,200
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート(2号棟)	葛飾区南水元1-24			51.0	10	37,500	70,300
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート(3号棟)	葛飾区南水元1-24			59.6	2	43,800	82,200
一般都営	中層耐火	青戸三丁目第2アパート(1号棟)	葛飾区青戸3-24			59.6	5	44,600	90,900
一般都営	中層耐火	江戸川中央四丁目アパート(8号棟)	江戸川区中央4-16			59.6	5	46,300	89,200
一般都営	中層耐火	南小岩二丁目アパート(1号棟)	江戸川区南小岩2-4			42.3	1	32,200	59,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(16-2号棟)	八王子市鹿島16			51.1	1	26,200	44,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(6-4号棟)	八王子市鹿島16			51.1	1	26,200	44,200
一般都営	中層耐火	立川柴崎町四丁目アパート(1号棟)	立川市柴崎町4-13			59.6	1	37,100	86,500
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート(6号棟)	三鷹市上連雀7-23			51.0	1	37,000	81,000
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目アパート(2号棟)	三鷹市上連雀7-19			39.0	1	27,400	59,600
一般都営	中層耐火	上石原一丁目アパート(1号棟)	調布市上石原1-16			61.3	5	37,500	89,300

種類	構造	名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超える158,000円以下の者に適用される使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、月額/戸)
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目第2アパート（1号棟）	調布市	富士見町4-6		51.0	2	30,700	74,200
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目第2アパート（2号棟）	調布市	富士見町4-6		62.1	1	37,400	90,400
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目第2アパート（3号棟）	調布市	富士見町4-6		62.1	2	37,400	90,400
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート（1号棟）	調布市	下石原1-15		55.9	4	33,400	85,500
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート（2号棟）	調布市	下石原1-15		48.1	1	28,700	73,600
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート（5号棟）	調布市	下石原1-15		55.9	2	33,400	85,500
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート（3号棟）	調布市	下石原1-15		62.1	2	38,300	98,200
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート（4号棟）	調布市	下石原1-15		62.1	7	38,300	98,200
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート（6号棟）	調布市	下石原1-15		59.6	2	36,700	96,000
一般都営	中層耐火	調布若葉町二丁目アパート（1号棟）	調布市	若葉町2-4		58.1	5	36,600	99,000
一般都営	中層耐火	調布若葉町二丁目アパート（2号棟）	調布市	若葉町2-4		58.1	2	36,600	99,000
一般都営	中層耐火	調布若葉町二丁目アパート（3号棟）	調布市	若葉町2-4		51.0	3	32,100	86,900
一般都営	中層耐火	東つじヶ丘二丁目アパート（1号棟）	調布市	東つじヶ丘2-32		62.1	2	38,300	102,200
一般都営	中層耐火	東つじヶ丘二丁目アパート（2号棟）	調布市	東つじヶ丘2-32		62.1	5	38,300	102,200
一般都営	中層耐火	東つじヶ丘二丁目アパート（3号棟）	調布市	東つじヶ丘2-32		51.0	3	31,400	83,900
一般都営	中層耐火	調布深大寺町アパート（1号棟）	調布市	深大寺東町8-24		51.0	11	31,000	79,100
一般都営	中層耐火	調布深大寺町アパート（2号棟）	調布市	深大寺東町8-24		62.1	3	37,700	96,400
一般都営	中層耐火	調布深大寺町アパート（3号棟）	調布市	深大寺東町8-24		62.1	11	37,700	96,400
一般都営	中層耐火	調布深大寺町アパート（4号棟）	調布市	深大寺東町8-24		62.1	10	37,700	96,400
一般都営	中層耐火	調布ケ丘二丁目第2アパート（1号棟）	調布市	調布ケ丘2-36		59.6	2	37,800	97,600
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート（1号棟）	調布市	染地1-1		60.2	3	36,300	90,500
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート（2号棟）	調布市	染地1-1		60.2	3	36,300	90,500
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート（3号棟）	調布市	染地1-1		60.2	1	36,300	90,500
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート（4号棟）	調布市	染地1-1		60.2	3	36,300	90,500
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート（6号棟）	調布市	染地1-1		60.2	1	36,300	90,500
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート（5号棟）	調布市	染地1-1		51.0	4	30,800	76,600
一般都営	中層耐火	金森第4アパート（1号棟）	町田市	金森2-23		55.9	1	34,000	73,400
一般都営	中層耐火	町田金森アパート（1号棟）	町田市	金森7-6		36.4	1	17,700	37,100
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート（2号棟）	町田市	木曾西1-33		39.0	1	18,800	38,400
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート（3号棟）	町田市	木曾西1-33		39.0	2	18,800	38,400
一般都営	中層耐火	成瀬アパート（2号棟）	町田市	成瀬7-10		56.8	1	30,300	61,900
一般都営	中層耐火	成瀬アパート（7号棟）	町田市	成瀬7-10		55.9	13	30,200	60,900
一般都営	中層耐火	成瀬アパート（8号棟）	町田市	成瀬7-10		55.9	8	30,200	60,900
一般都営	中層耐火	成瀬アパート（11号棟）	町田市	成瀬7-10		62.1	2	33,600	67,700
一般都営	中層耐火	成瀬アパート（11号棟）	町田市	成瀬7-10		55.9	4	30,200	60,900
一般都営	中層耐火	成瀬アパート（12号棟）	町田市	成瀬7-10		55.9	6	30,200	60,900
一般都営	中層耐火	成瀬アパート（13号棟）	町田市	成瀬7-10		51.0	5	27,600	55,600
一般都営	中層耐火	成瀬アパート（14号棟）	町田市	成瀬7-10		55.9	4	30,200	60,900

種類	構造	名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超える158,000円以下の者に適用される使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、月額/戸)
一般都営	中層耐火	成瀬アパート（15号棟）	町田市	成瀬7-10		55.9	10	30,200	60,900
一般都営	中層耐火	成瀬アパート（16号棟）	町田市	成瀬7-10		55.9	9	30,200	60,900
一般都営	中層耐火	成瀬アパート（17号棟）	町田市	成瀬7-10		55.9	8	30,200	60,900
一般都営	中層耐火	成瀬アパート（18号棟）	町田市	成瀬7-10		62.1	1	33,600	67,700
一般都営	中層耐火	成瀬アパート（18号棟）	町田市	成瀬7-10		55.9	9	30,200	60,900
一般都営	高層耐火	成瀬アパート（6号棟）	町田市	成瀬7-10		55.9	29	30,200	67,000
一般都営	中層耐火	成瀬アパート（10号棟）	町田市	成瀬7-10		55.9	9	31,200	62,400
一般都営	中層耐火	成瀬アパート（9号棟）	町田市	成瀬7-10		55.9	3	31,200	62,400
一般都営	中層耐火	忠生二丁目アパート（1号棟）	町田市	忠生2-26		51.0	2	27,300	52,400
一般都営	中層耐火	小金井東町三丁目第2アパート（2号棟）	小金井市	東町3-9		62.1	1	39,500	101,000
一般都営	中層耐火	西原町四丁目アパート（4号棟）	西東京市	西原町4-10		60.2	1	36,100	82,000
一般都営	中層耐火	田無芝久保三丁目アパート（1号棟）	西東京市	芝久保町3-3		51.1	1	31,500	71,800
一般都営	中層耐火	東野川二丁目アパート（1号棟）	狛江市	東野川2-17		62.1	10	39,500	94,600
一般都営	中層耐火	東野川二丁目アパート（2号棟）	狛江市	東野川2-17		51.0	4	32,500	77,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート（7号棟）	狛江市	和泉本町4-7		37.0	1	17,900	45,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート（9号棟）	狛江市	和泉本町4-7		37.0	1	17,900	45,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート（11号棟）	狛江市	和泉本町4-7		37.0	1	17,900	45,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート（41号棟）	狛江市	和泉本町4-7		37.3	1	18,500	48,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート（43号棟）	狛江市	和泉本町4-7		37.3	1	18,500	48,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（5-2-2号棟）	多摩市	諏訪5-2		37.7	1	17,400	31,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（5-2-7号棟）	多摩市	諏訪5-2		37.7	1	17,400	31,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（4-2-4号棟）	多摩市	諏訪4-2		37.7	1	17,400	31,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（4-3-9号棟）	多摩市	諏訪4-3		37.7	1	17,400	31,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地（3-4-3号棟）	多摩市	和田3-4		37.7	1	17,700	35,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地（3-5-3号棟）	多摩市	和田3-5		37.7	1	17,700	35,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地（1-2-2号棟）	多摩市	愛宕1-2		38.7	1	18,300	36,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地（6-1-3号棟）	多摩市	豊ヶ丘6-1		51.1	1	25,800	40,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地（3-1-3号棟）	多摩市	貝取3-1		55.9	1	30,200	56,400

●東京都告示第七百七十号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号) 第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

第三条第三項の規定により告示する。

令和六年六月二十八日

東京都知事 小池百合子

名 称 位 置 構造及び規模 戸 数

収入の額が一三九、〇〇〇円を超える一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)

近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)

新田一丁目アパート (1号棟)	足立区新田一丁目十四番	高層耐火 三四・六平方メートル	一一二戸	二七、八〇〇円	八二、八〇〇円
同右	同右	同右	同右	三三、五〇〇円	九六、七〇〇円
同右	同右	四〇・四平方メートル	五六戸	三七、八〇〇円	一二二、六〇〇円
同右	同右	四七・〇平方メートル	一四戸	四六、三〇〇円	一三七、八〇〇円
同右	同右	五七・六平方メートル	同右	二七、八〇〇円	八二、八〇〇円
同右	同右	三四・六平方メートル	四五戸	三三、五〇〇円	九六、七〇〇円
同右	同右	四〇・四平方メートル	二七戸		

●東京都告示第七百七十一号

次の都営改良住宅を廃止したので、東京都営住宅条例

(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。

東京都知事 小池百合子

名 称	位 置	構造及び規模	戸 数
高円寺アパート (1号棟)	杉並区梅里一丁目一番	中層耐火 四六・六平方メートル	八〇戸

●東京都告示第七百七十二号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和六年七月一日から実施するので、第三条第三項の規定により告示する。

令和六年六月二十八日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	造名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額／戸)
改良	高層耐火	押上二丁目アパート（1号棟）		墨田区押上2-1		48.1	7	35,900
改良	中層耐火	立花四丁目アパート（1号棟）		墨田区立花4-30		48.1	5	35,200
改良	高層耐火	塩浜一丁目第2アパート（4号棟）		江東区塩浜1-3		51.2	3	44,400
改良	高層耐火	塩浜一丁目第2アパート（4号棟）		江東区塩浜1-3		86.2	1	74,800
改良	中層耐火	塩浜二丁目アパート（42-9号棟）		渋谷区塩浜2-42		36.6	1	31,100
改良	中層耐火	西新井六丁目アパート（5号棟）		足立区西新井6-15		39.0	1	27,500
改良	中層耐火	亀有一丁目アパート（2号棟）		葛飾区亀有1-16		48.1	9	35,400

● 東京都告示第七百七十三号
東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和六年六月二十八日

名 称 東京都知事 小池百合子
位 置 足立区新田一丁目十 一〇区画
区画数 四番

新田一丁目アパート駐車場

● 東京都告示第七百七十四号

令和五年東京都告示第九百六十三号（東京都道路占用規則による徴収単価）は、令和六年六月三十日限り廃止する。

令和六年六月二十八日

東京都知事 小池百合子

● 東京都告示第七百七十五号

東京都道路占用規則（昭和五十二年東京都規則第百三十二号）第十七条の規定に基づき、徴収単価を別表のとおり定め、令和六年七月一日から施行する。ただし、この徴収単価によることが困難なものについては、別途算出した単価による。

なお、この告示の施行の日前に掘削復旧面積又は掘削復旧延長を確認したものについては、なお従前の例による。

令和六年六月二十八日

東京都知事 小池百合子

別表 道路掘削復旧工事監督事務費徴収単価表

上段 昼間単価
下段 夜間単価

歩車道別	工種	単位	徴収単価(円)		
			A	B	C
車道	1 車道舗装20型	m ²	1,720 2,270	1,270 1,670	580 650
車道	2 車道舗装25型	m ²	3,240 4,380	2,400 3,220	860 960
車道	3 車道舗装40型	m ²	4,190 5,650	3,100 4,160	1,170 1,330
車道	4 車道舗装55型	m ²	5,270 7,020	3,890 5,170	1,630 1,850
車道	5 車道舗装60型	m ²	6,070 7,990	4,490 5,880	1,900 2,090
車道	6 車道舗装70型	m ²	7,330 9,570	5,420 7,040	2,370 2,580
車道	7 車道舗装85型	m ²	8,430 11,070	6,240 8,150	2,800 3,110
車道	8 車道舗装60型(改質II)	m ²	6,150 8,070	4,550 5,940	1,960 2,150
車道	9 車道舗装70型(改質II)	m ²	7,370 9,610	5,450 7,070	2,400 2,610
車道	10 車道舗装85型(改質II)	m ²	8,470 11,110	6,270 8,170	2,830 3,140
車道	11 車道舗装60型(低騒音)	m ²	6,320 8,260	4,680 6,080	2,080 2,270
車道	12 車道舗装70型(低騒音)	m ²	7,540 9,800	5,580 7,210	2,520 2,730
車道	13 アスコン5型	m ²	500 640	370 470	190 210
車道	14 アスコン10型	m ²	2,300 3,130	1,700 2,300	550 610
車道	15 アスコン15型	m ²	2,690 3,580	1,990 2,630	770 830
車道	16 アスコン20型	m ²	3,400 4,490	2,520 3,310	1,000 1,080
車道	17 アスコン25型	m ²	3,910 5,110	2,890 3,760	1,210 1,290

歩車道別	工種	単位	徴収単価(円)		
			A	B	C
車道	18 アスコン35型	m ²	5,170 6,690	3,820 4,930	1,680 1,780
車道	19 アスコン25型(改質II)	m ²	3,990 5,190	2,950 3,820	1,270 1,350
車道	20 アスコン35型(改質II)	m ²	5,210 6,730	3,850 4,950	1,710 1,810
車道	21 アスコン25型(低騒音)	m ²	4,170 5,380	3,080 3,960	1,390 1,470
車道	22 アスコン35型(低騒音)	m ²	5,380 6,920	3,980 5,090	1,830 1,930
車道	23 路盤工30型	m ²	1,910 2,560	1,410 1,880	640 750
車道	24 路盤工35型	m ²	2,180 2,910	1,610 2,140	710 820
車道	25 路盤工40型	m ²	2,600 3,480	1,920 2,560	880 1,050
車道	26 碎石舗装	m ²	170 240	130 170	120 170
車道	27 車道路盤先行仮舗装	m ²	4,980 6,730	3,680 4,950	1,510 1,760
歩道	28 歩道舗装10型(非透水)	m ²	1,100 1,470	820 1,080	820 1,080
歩道	29 歩道舗装19型(透水)	m ²	1,780 2,380	1,320 1,750	1,320 1,750
歩道	30 アスコン3型(非透水)	m ²	420 550	310 400	310 400
歩道	31 アスコン4型(透水)	m ²	460 600	340 440	340 440
歩道	32 コンクリート平板舗装	m ²	2,510 3,080	1,860 2,270	1,860 2,270
歩道	33 インターロッキング舗装(非透水)	m ²	2,210 2,750	1,560 1,940	1,560 1,940
歩道	34 インターロッキング舗装(透水)	m ²	2,620 3,300	1,860 2,340	1,860 2,340
歩道	35 乗入れ舗装30型(セメコン)	m ²	3,480 4,960	2,570 3,650	2,570 3,650

歩車道別	工種	単位	徴収単価(円)		
			A	B	C
歩道	36 乗入れ舗装40型(セメコン)	m ²	4,270 6,070	3,150 4,470	3,150 4,470
歩道	37 セメコン15型(乗入れ)	m ²	970 1,500	720 1,100	720 1,100
歩道	38 セメコン20型(乗入れ)	m ²	1,200 1,870	890 1,380	890 1,380
歩道	39 乗入れ舗装35型(アスコン)	m ²	3,480 4,710	2,580 3,470	2,580 3,470
歩道	40 乗入れ舗装50型(アスコン)	m ²	5,010 6,660	3,710 4,900	3,710 4,900
歩道	41 アスコン5型(乗入れ)	m ²	530 650	390 480	390 480
歩道	42 アスコン15型(乗入れ)	m ²	1,240 1,520	920 1,110	920 1,110
歩道	43 乗入れ舗装30型(インターロッキング)	m ²	3,720 4,860	2,670 3,480	2,670 3,480
歩道	44 乗入れ舗装35型(インターロッキング)	m ²	3,990 5,210	2,870 3,750	2,870 3,750
歩道	45 歩道路盤先行仮舗装	m ²	1,790 2,380	1,320 1,750	1,320 1,750
その他	46 街きよ	m	5,080 6,360	3,760 4,680	2,990 3,590
その他	47 L形・U形側溝	m	3,290 4,510	2,440 3,320	2,440 3,320
その他	48 歩道止石	m	2,120 2,960	1,570 2,180	1,570 2,180
その他	49 境石	m	1,470 2,070	1,090 1,520	1,090 1,520
その他	50 植樹帶縁石	m	1,590 2,180	1,180 1,600	1,180 1,600
その他	51 中央帶縁石	m	3,360 4,720	2,490 3,470	2,040 2,820
その他	52 区画線	m	60 70	40 50	40 50

附記

一　掘削復旧工事に当たっては、道路占用工事要綱によることとし、道路掘削復旧工事監督事務費の徴収対象範囲は、掘削部分及びKd部分とする。

二　道路掘削復旧工事監督事務費の額は、道路の機能を原状に回復し得る工種により、掘削復旧面積、掘削復旧延長に、それぞれ別表の徴収単価を乗じて得た額とする。
 なお、掘削復旧面積は、小数点以下を切り捨てて計算し（当該面積が一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。）、掘削復旧延長は、小数点第二位以下を切り捨てて計算する。

三　徴収単価の適用区分は、工種ごとに定める単位により掘削復旧面積又は掘削復旧延長に従い、次に定めるところによる。

なお、街きよ用集水ます、L形側溝用集水ます、U形側溝用集水ます及び歩道植樹帶縁石（端部）の徴収単価適用区分は、それぞれ設置する街きよ、L形側溝、U形側溝及び歩道植樹帶縁石（直線部）の掘削復旧延長による。

A　掘削復旧面積が二十平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が二十メートルまでのもの

B　掘削復旧面積が二十平方メートルを超える五百平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が二十メートルを超える五百メートルまでのもの

C　掘削復旧面積が五百平方メートルを超えるもの又は掘削復旧延長が五百メートルを超えるもの

四　掘削部分について、工種に異なるものがあるときは、各工種ごとの掘削復旧面積又は掘削復旧延長によるもの

五 昼夜連続施工の場合の道路掘削復旧工事監督事務費の単価は、昼間単価に夜間単価を加えた額の二分の一とする。

とする。

◎東京都告示第七百七十六号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第百七号)

第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和六年六月二十八日

東京都知事 小池百合子

公園名 変更内容 変更年月日

東京都立小山田緑地 別図(1)のとおり 令和六年七月一

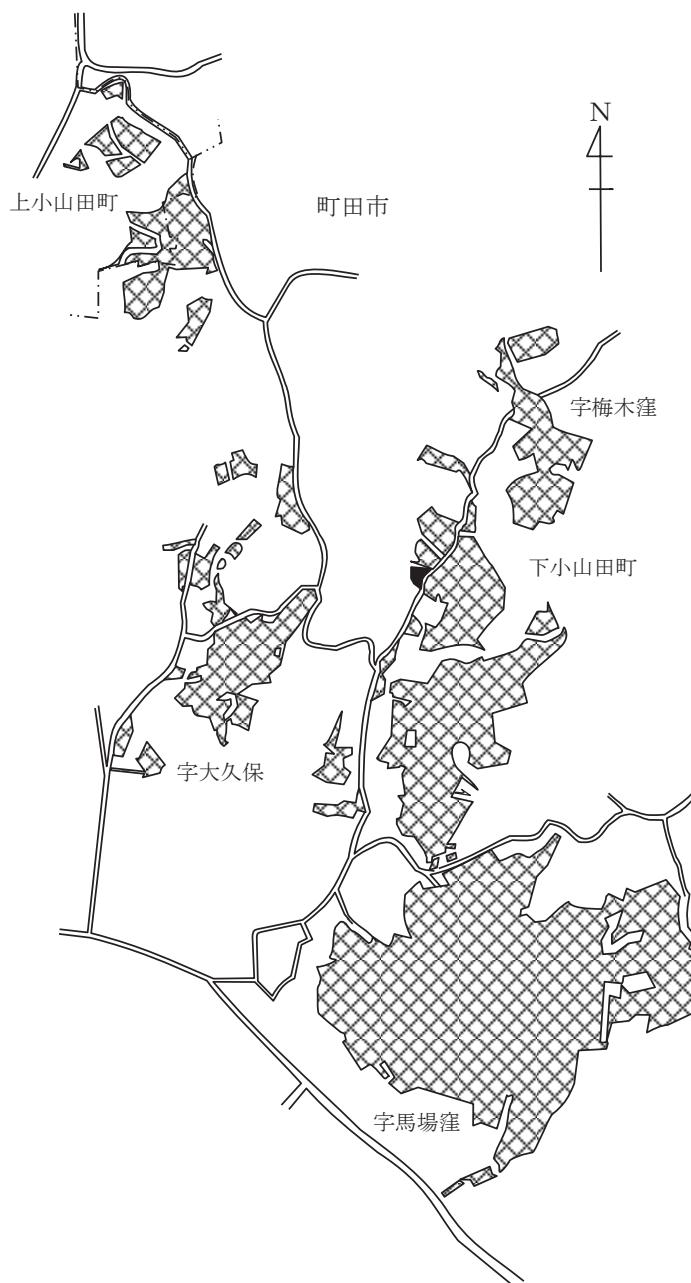
東京都立八国山緑地 別図(2)のとおり 同日

別図(1)

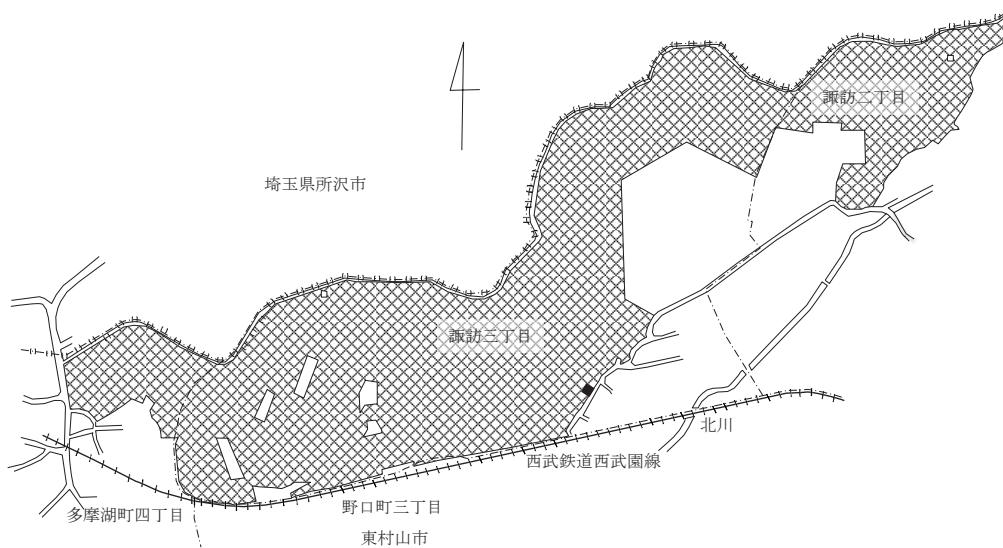
東京都立小山田緑地 区域変更略図

変更箇所 町田市下小山田町

変更前の区域	面積	四四四、三六四・〇四	平方メートル
追加区域	面積	八二四・〇六	平方メートル
変更後の面積	面積	四四五、一八八・一〇	平方メートル



別図(2)



東京都立八国山緑地 区域変更略図
変更箇所 東村山市諫訪町三丁目

追加区域	面積	三七一、四七四・七〇	二〇五・四八	平方メートル
変更後の面積	三七一、六八〇・一八	一八	平方メートル	平方メートル

- 東京都告示第七百七十七号
東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。
- 令和六年六月二十八日

東京都知事 小池百合子

種類	名称	規模	所在地	変更年
港湾施設用地	大井ふ頭その一地区	四七三、四八四、二六平方メートル	大田区東海五丁目、同区東海五丁目、同区八潮二丁目	令和六年七月一日

港湾施設用地	大井ふ頭その一地区	規模	所在地	変更年
港湾施設用地	大井ふ頭その一地区	四七三、四八四、二六平方メートル	大田区東海五丁目、同区東海五丁目、同区八潮二丁目	令和六年七月一日

品川区八潮二丁目及び同区八潮二丁目

● 東京都告示第七百七十八号

昭和三十九年東京都告示第二百五十六号（会計管理者をして特別出納員等に都の会計事務の一部を委任させたもの）の一部を次のように改正する。

令和六年六月二十八日

東京都知事 小池百合子

表金銭出納員の項中「手数料の領収及び払込みを」の下に「、デジタルサービス局の金銭出納員にあつてはデジタルサービス局長が指定する情報処理システムにより取り扱う使用料、手数料その他の歳入の領収及び払込みを」を加える。

この告示は、令和六年七月一日から施行する。

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項(同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和六年六月二十八日

東京都選挙管理委員会

1 政党的支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党的支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類(第1号)
日本維新の会衆議院東京都 第13選挙区支部	重田 悅平	重田 敦彦	足立区中央本町1-13-13	R6. 1. 15	○	衆議院議員

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
重田じゅんpei後援会	重田 悅平	重田 敦彦	足立区中央本町1-13-13	R6. 1. 15	衆議院議員	重田 悅平、衆議院議員
高橋まり後援会	高橋 茉莉	高橋 茉莉	目黒区祐天寺2-15-3	R6. 1. 11	衆議院議員	高橋 茉莉、衆議院議員

(2) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
須藤元気『僕らの未来』後援会	浅田 麻衣子	浅田 麻衣子	中央区銀座6-6-1	R6. 1. 25	須藤 元気、参議院議員

(3) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
温熱環境研究所	駒形 直彦	駒形 直彦	港区新橋2-9-16	R6. 1. 4
吉良紀子とあゆむ会	吉良 紀子	市川 正人	小金井市東町1-11-25	R6. 1. 11
次世代かつしかの会（大友かずひさ後援会）	大友 一央	大友 理光	葛飾区青戸7-1-34	R6. 1. 17
しのはらりか後援会	篠原 里佳	清水 優一	品川区大井1-11-6	R6. 1. 23
全国介護福祉政治連盟東京	本間 清郷	田中 雅英	世田谷区鎌田3-9-11	R6. 1. 29
東京を立て直す内海さとる後援会	内海 聰	内海 聰	台東区台東4-17-1	R6. 1. 17
はせがわ圭亮後援会	長谷川 圭亮	長谷川 彩子	町田市真光寺3-19-5	R6. 1. 4
八王子の未来は市民が決める	高橋 剛	滝田 洋子	八王子市三崎町4-11	R6. 1. 9
りっけん新宿	豊島 栄三郎	石塚 大作	新宿区新小川町5-18	R6. 1. 9
わかなか伸一後援会	若菜 伸一	市倉 伊織	西多摩郡奥多摩町川野265-3	R6. 1. 22

備考 従来、はせがわ圭亮後援会は、愛知県選挙管理委員会に届出がされていたが、東京都選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党北多摩総支部	小幡 勝己	主たる事務所の所在地	小平市美園町2-9-2	西東京市田無町6-3-8	R6. 1. 1
自由民主党足立総支部連合会	鴨下 一郎	主たる事務所の所在地	足立区梅島2-2-10	足立区中央本町4-1-18	R6. 1. 12
自由民主党葛飾総支部	平沢 勝栄	会計責任者の氏名	大森 有希子	伊藤 義典	R6. 1. 19
自由民主党杉並総支部	石原 伸晃	会計責任者の氏名	矢口 泰之	吉田 愛	R5. 8. 31
自由民主党東京都足立区第3支部	高島 弘子	代表者の氏名	高島 弘子	高島 直樹	R5. 10. 2
自由民主党東京都参議院選挙区第六支部	佐山 晃子	会計責任者の氏名	村田 祐見子	石橋 尚樹	R6. 1. 30
自由民主党東京都第十二選挙区支部	高木 啓	会計責任者の氏名	崎山 知尚	伊藤 守男	R6. 1. 9
自由民主党東京都第十八選挙区支部	北口 かおる	会計責任者の氏名	川田 由紀	磯 桂子	R6. 1. 15
日本維新的会衆議院東京都第1選挙区支部	音喜多 駿	会計責任者の氏名	音喜多 駿	濱 綾子	R6. 1. 22
立憲民主党東京都第9区総支部	山岸 一生	会計責任者の氏名	平野 隆志	辻 圭悟	R6. 1. 24
立憲民主党東京都第18区総支部	菅 直人	会計責任者の氏名	岡戸 正典	菅 源太郎	R6. 1. 18

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
あべよしたけ後援会	筒井 さやか	代表者の氏名	筒井 さやか	門脇 勇	R6. 1. 31
池沢たかし後援会	新井 浅浩	会計責任者の氏名	櫻井 勉	村野 啓二	R6. 1. 30
石田芳英後援会	石田 芳英	代表者の氏名	石田 芳英	柄元 誠	R6. 1. 17
伊藤照子後援会	伊藤 照子	会計責任者の氏名	野中 正彦	斎藤 章	R6. 1. 9
音喜多駿後援会	音喜多 駿	会計責任者の氏名	音喜多 駿	音喜多 誠	R6. 1. 22
おばた和仁後援会	小幡 和仁	主たる事務所の所在地	三鷹市下連雀2-10-7	三鷹市上連雀6-4-1	R5. 9. 1
かなくぼなな子後援会	金久保 奈々子	政治団体の名称 会計責任者の氏名	かなくぼなな子後援会 金久保 杏奈	金久保なな子後援会 金久保 奈々子	R5. 12. 31
菅直人を応援する会	菅 直人	会計責任者の氏名	岡戸 正典	菅 源太郎	R6. 1. 18

●東京都選挙管理委員会告示第七十八号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七

第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年六月二十八日

東京都選挙管理委員会

木原誠二後援会	木原 誠二	代表者の氏名 国会議員関係 政治団体の区分 公職の種類 (第一号)	木原 誠二 法第十九条の七第一項第一号 及び第二号に係る国会議員関 係政治団体 衆議院議員	野島 善司 法第十九条の七第一項第二号 に係る国会議員関係政治団体	R5. 12. 23 R5. 12. 23 R5. 12. 23
希望のダイアログすぎなみ	高須 海地	政治団体の名 称	希望のダイアログすぎなみ	すぎなみコモンズ	R6. 1. 31
木村たかし後援会	小山 仙藏	会計責任者の 氏名	木村 知子	川合 みどり	R5. 4. 1
圭太会	西澤 圭太	会計責任者の氏 名	西澤 成一	千田 朋子	R6. 1. 29
広基会	吉岡 圭介	会計責任者の 氏名	吉岡 圭介	高橋 敏邦	R6. 1. 1
好循環を追求する会	綱島 和彦	代表者の氏名 会計責任者の 氏名	綱島 和彦 袈裟丸 暉子	森岡 祥浩 坂本 彰	R6. 1. 12 R6. 1. 12
江東区民ファーストの会	小暮 裕之	主たる事務所 の所在地	練馬区春日町6-8-32	江東区深川2-16-23	R5. 12. 20
幸福実現党東京南部後援会	村岡 大輔	会計責任者の 氏名	高島 俊之	西澤 建輝	R6. 1. 26
こまえのまえだと安心の会	前田 信	主たる事務所 の所在地	狛江市西野川2-19-6	狛江市西和泉2-6	R6. 1. 22
さかい妙子後援会	酒井 妙子	会計責任者の 氏名	平山 満子	市倉 美代子	R6. 1. 21
作本純子と日本の安寧を願う会	作本 純子	会計責任者の 氏名 国会議員関係 政治団体の区分	作本 琢磨 国会議員関係政治団体以外の 政治団体	分部 康平 榎本 守男	R5. 9. 23 R5. 9. 23
佐々木ゆういち後援会	佐々木 勇一	会計責任者の 氏名	並木 利光	佐藤 はるか	R6. 1. 9 R5. 11. 1
佐藤さやか後援会	佐藤 さやか	会計責任者の 氏名	佐藤 さやか	田代 千佳子	R5. 12. 1
白須夏後援会	白須 夏	会計責任者の 氏名	高島 弘子	高島 直樹	R5. 10. 2
新声経友会	高島 弘子	代表者の氏名	鈴木 ほの香 主たる事務所 の所在地	調布市国領町5-19-4	R6. 1. 30
鈴木ほの香となかまたち	鈴木 ほの香	会計責任者の 氏名	鈴木 ほの香	林 飛鳥	R6. 1. 30
鈴木烈後援会	鈴木 烈	主たる事務所 の所在地	立川市柴崎町1-21-2	町田市中町3-4-17	R5. 11. 11
税理士による秋元司後援会	松本 獻	主たる事務所 の所在地	江東区富岡1-24-5	江東区東陽3-27-29	R5. 4. 20
高木啓後援会	高木 啓	会計責任者の 氏名	崎山 知尚	伊藤 守男	R6. 1. 9

高倉良生を励ます会	高倉 良生	政治団体の名 称	高倉良生を励ます会	高倉良生後援会	R6. 1. 1
田中かすみを励ます会	田中 香澄	会計責任者の 氏名	真下 隆明	東山 嘉明	R6. 1. 29
寺島かずなり後援会	寺島 和成	会計責任者の 氏名	寺島 和成	寺島 令子	R5. 1. 25
寺田ひろしを励ます会	寺田 弘志	会計責任者の 氏名	吉澤 伸司	飯田 雅夫	R6. 1. 5
東京都医師政治連盟杉並支 部	継 仁	会計責任者の 氏名	八木 美徳	稻葉 義方	R5. 6. 24
東京都作業療法士連盟	長井 陽海	主たる事務所 の所在地	中野区野方4-19-1	三鷹市牟礼6-13-15	R6. 1. 18
東京都歯科医師連盟丸の内 支部	藤野 一博	会計責任者の 氏名	柿内 裕明	小林 光道	R5. 6. 1
東京都宅建政治連盟南多摩 支部	小金 壽男	会計責任者の 氏名	福山 稔	水越 勝重	R5. 10. 19
東京R E V O 昭島支局	中尾 文人	政治団体の名 称	東京R E V O 昭島支局	東京R E V 昭島支局	R5. 9. 26
富山あゆみ後援会	富山 葵弓	主たる事務所 の所在地	千代田区神田佐久間町1-1 6-1	千代田区神田佐久間町1-8 -4	R6. 1. 16
根岸みつひろ後援会	根岸 光洋	会計責任者の 氏名	峠 宏佳	原 清美	R6. 1. 24
初の女性区長と豊島を高め る会	片桐 昌英	主たる事務所 の所在地	西東京市芝久保町4-11-1 11	豊島区池袋2-56-3	R6. 1. 22
平井・小松川日本共産党後 援会	松本 久人	代表者の氏名	松本 久人	藤枝 辰博	R6. 1. 15
		会計責任者の 氏名	横山 一行	入谷 昭宏	R6. 1. 15
福貴会	伊藤 茂雄	政治団体の名 称	福貴会	どすこい会	R6. 1. 9
平和党	金 小東	政治団体の名 称	平和党	S D G s 平和党	R6. 1. 16
		主たる事務所 の所在地	千代田区鍛冶町1-5-4	文京区大塚4-42-19	R6. 1. 16
		会計責任者の 氏名	金子 弘海	瀬沼 敏彦	R6. 1. 16
『僕らの未来』後援会	浅田 麻衣子	政治団体の名 称	『僕らの未来』後援会	須藤元気『僕らの未来』後援 会	R6. 1. 30
町田市薬剤師連盟	佐藤 康行	代表者の氏名	佐藤 康行	関根 克敏	R6. 1. 1
		会計責任者の 氏名	井上 俊	佐藤 康行	R6. 1. 1
ミライ会議	木村 基成	会計責任者の 氏名	乾 愛	小島 敏郎	R6. 1. 1
やさしいまち、つながるま ちへ	邑上 守正	主たる事務所 の所在地	武藏野市吉祥寺本町1-37 -7	武藏野市閑前3-3-14	R6. 1. 13
山口かおると歩む会	山口 薫	主たる事務所 の所在地	新宿区高田馬場1-16-3 7	新宿区高田馬場1-15-1 6	R6. 1. 10

和田愛子後援会	和田 愛子	会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 会計責任者の氏名	山口 薫 足立区南花畠1-5-7 和田 愛子	山口 和彦 足立区梅田8-13-6 土田 美生	R6. 1. 11 R6. 1. 17 R6. 1. 14
---------	-------	------------------------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------------

備考 自由民主党東京都足立区第3支部の代表者 高島 弘子の選任年月日は令和5年10月6日、新声経友会の代表者 高島 弘子の選任年月日は、令和5年10月6日である。

また、従来東京都選挙管理委員会に提出されていた日本薬剤師協会は、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。

● 東京都選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十
七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたの
で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公
表する。

令和六年六月二十八日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日		
自由民主党東京都足立区第3支部	高島 弘子	R5.	12.	28
自由民主党東京都目黒区第十一支部	橋本 欣一	R6.	1.	23
自由民主党東京都江東区第十七支部	榎本 雄一	R5.	12.	30
自由民主党東京都千代田区第十二支部	小林 泰夫	R5.	12.	18
自由民主党東京都江戸川区第二十四支部	中山 隆仁	R5.	12.	31
自由民主党東京都杉並区第二十四支部	大熊 昌巳	R5.	12.	31
自由民主党東京都大田区第二十三支部	伊藤 和弘	R6.	1.	20
自由民主党東京都八王子市第三十一支部	鈴木 基司	R5.	12.	30
自由民主党東京都足立区第十七支部	似内 和	R5.	12.	31
自由民主党東京都板橋区第二十三支部	堀米 麻乃美	R5.	12.	30
自由民主党東京都港区第四十支部	井筒 美保	R5.	12.	30
自由民主党東京都大田区第四十三支部	柳澤 定治	R5.	12.	31
自由民主党東京都渋谷区第三十八支部	速水 拓	R5.	12.	31

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日		
新しい風の会	島田 清四郎	R5.	12.	31
あつみのりひさと歩む会	渥美 典尚	R5.	12.	31
荒木ひでき後援会	荒木 秀樹	R5.	12.	31
安東道正後援会	安東 道正	R5.	12.	31
五十嵐教育長を辞めさせる党	金子 快之	R5.	12.	19

井沢邦夫と「わくわくする市政」をめざす会	井沢 邦夫	R5.	12.	31
イジメを隠した五十嵐教育長を辞めさせる党	金子 快之	R5.	12.	19
市川一徳後援会	市川 一徳	R5.	12.	1
井前せいらと次世代あだち	井前 聖良	R5.	12.	31
後谷ちほ後援会	後谷 千穂	R5.	12.	20
内山さとこ＆のびのび歩む会	今川 大志	R5.	12.	10
太田順子後援会	太田 順子	R5.	12.	5
大津つとむ後援会	大津 勉	R5.	12.	31
岡田ひろし後援会	岡田 洋	R5.	12.	31
おきの清子後援会	沖野 清子	R5.	5.	1
木村圭後援会	田中 祐四郎	R5.	12.	31
栗山たけし後援会	栗山 剛	R6.	1.	14
継承と改革で新時代の青梅をつくる会	鴨居 孝泰	R5.	12.	31
小泉たま子後援会（萌木会）	小泉 孝夫	R5.	4.	30
江東区新時代の会	木村 弥生	R5.	12.	31
河野じゅんのすけ後援会	河野 純之佐	R5.	12.	1
小玉まさよし後援会	出口 隆佳	R5.	12.	31
小林やすお後援会	小林 泰夫	R5.	12.	31
小山すすむ後援会	小山 進	R5.	12.	31
小山たつみ後援会	小山 辰美	R5.	12.	31
齊藤かつとし後援会	齊藤 勝俊	R5.	12.	31

最年少の市長を	伊藤 幹夫	R5.	12.	31	
坂本よしじ後援会	清水 久巳	R5.	12.	31	
作本純子と日本の安寧を願う会	作本 純子	R5.	12.	31	
さくらと花水木	吉沼 徳人	R5.	12.	31	
市民クラブ	伊藤 忠之	R5.	12.	31	
「女性が輝く 渋谷のまち」	佐藤 真理	R5.	12.	31	
新声絆友会	高島 弘子	R5.	12.	28	
杉並を明るく元氣にする会	佐々木 博	R5.	12.	15	
鈴木もとし後援会	鈴木 一章	R5.	12.	30	
墨田笑顔の会	米山 久美子	R5.	12.	31	
台東N国	掛川 曜生	R5.	12.	31	
台東明正懇話会	河野 公昭	R5.	12.	1	
田中さとし後援会	田中 哲	R5.	12.	31	
直伸会	菅原 稔	R5.	12.	28	
つるおか丈夫後援会	鶴岡 丈夫	R5.	12.	1	
豊島・生活者ネットワーク	石原 淳子	R5.	12.	31	
ともに荒川の明日をつくる会	橋立 啓子	R5.	12.	31	
長嶋けんじ後援会	新井 高次	R5.	12.	31	
中野みらい研究所	小宮山 隆志	R5.	12.	31	
中山たかひと後援会	長島 秀雄	R5.	12.	31	
名取ひであき後援会	松本 晴光	R5.	12.	31	

花川与惣太後援会	花川	与惣太	R5.	12.	31
藤田まさみと東村山を元氣にする会	藤田	雅美	R5.	12.	31
ふるさと北区をつくる会	加藤	和宣	R5.	12.	31
堀米その美後援会	堀米	麻乃美	R5.	12.	30
益野はつえ後援会	益野	昇	R5.	12.	31
まちをつくり、人をつなぎ、心を育む	中村	慶子	R6.	1.	26
宮崎はるお後援会	宮崎	晴雄	R5.	12.	18
未来を創る国分寺市民の会	新井	満	R5.	12.	31
民主・市民フォーラム	大石	富巳夫	R5.	12.	31
むらさき啓二後援会	村崎	啓二	R5.	12.	31
山本佳昭後援会	山本	佳昭	R5.	12.	31
よしかわ秀隆後援会	吉川	秀隆	R5.	12.	31
L i b e r a l D e m o c r a c y f o r N e x t G e n e r a t i o n	竹田	志帆	R5.	12.	31
6. 19区長交代杉並会議	佐々木	浩	R5.	12.	31

● 東京都選挙管理委員会告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和六年六月二十八日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
吉良 紀子	市議会議員	吉良紀子とあゆむ会	小金井市東町1-11-25	R6. 1. 6
重田 悅平	衆議院議員	重田じゅんpei後援会	足立区中央本町1-13-13	R6. 1. 9
篠原 里佳	都議会議員	しのはらりか後援会	品川区大井1-11-6	R6. 1. 23
長谷川 圭亮	市議会議員	はせがわ圭亮後援会	町田市真光寺3-19-5	R5. 1. 26

● 東京都選挙管理委員会告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年六月二十八日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
小幡 和仁	おばた和仁後援会	主たる事務所の所在地	三鷹市下連雀2-10-7	三鷹市上連雀6-4-1	R5. 9. 1
小暮 裕之	江東区民ファーストの会	主たる事務所の所在地	練馬区春日町6-8-32	江東区深川2-16-23	R5. 12. 20
駒崎 美紀	こまざき美紀後援会	公職の種類	区長	区議会議員	R5. 4. 16
佐藤 さやか	佐藤さやか後援会	公職の種類	市議会議員	区議会議員	R5. 11. 1
鈴木 ほの香	鈴木ほの香となかまたち	主たる事務所の所在地	調布市国領町5-19-4	調布市国領町1-25-38	R6. 1. 30
鈴木 烈	鈴木烈後援会	主たる事務所の所在地	立川市柴崎町1-21-2	町田市中町3-4-17	R5. 11. 11
高倉 良生	高倉良生を励ます会	政治団体の名称	高倉良生を励ます会	高倉良生後援会	R6. 1. 1
高須 海地	希望のダイアログすぎなみ	政治団体の名称	希望のダイアログすぎなみ	すぎなみコモンズ	R6. 1. 31
富山 葵弓	富山あゆみ後援会	主たる事務所の所在地	千代田区神田佐久間町1-16-1	千代田区神田佐久間町1-8-4	R6. 1. 16
藤田 雅美	藤田まさみと東村山を元気にする会	公職の種類	市長	市議会議員	R5. 3. 28
前田 信	こまえのまえだと安心の会	主たる事務所の所在地	狛江市西野川2-19-6	狛江市西和泉2-6	R6. 1. 22
山口 薫	山口かおると歩む会	主たる事務所の所在地	新宿区高田馬場1-16-37	新宿区高田馬場1-15-16	R6. 1. 10
和田 愛子	和田愛子後援会	主たる事務所の所在地	足立区南花畠1-5-7	足立区梅田8-13-6	R6. 1. 17

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日	● 東京都選挙管理委員会告示第八十二号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十
渥美 典尚	あつみのりひさと歩む会	R5. 4. 30	
荒木 秀樹	荒木ひでき後援会	R5. 12. 31	
井沢 邦夫	井沢邦夫と「わくわくする市政」をめざす会	R5. 12. 31	
市川 一徳	市川一徳後援会	R5. 4. 29	
太田 順子	太田順子後援会	R5. 12. 5	
岡田 洋	岡田ひろし後援会	R5. 12. 31	
沖野 清子	おきの清子後援会	R5. 5. 1	
尾崎 保夫	尾崎保夫の会	R5. 5. 1	
河野 達男	かわの達男後援会	R5. 4. 30	
木村 弥生	江東区新時代の会	R5. 11. 15	
河野 純之佐	河野じゅんのすけ後援会	R5. 4. 30	
小林 泰夫	小林やすお後援会	R5. 4. 30	
高島 弘子	新声経友会	R5. 10. 2	
田中 哲	田中さとし後援会	R5. 4. 30	
鶴岡 丈夫	つるおか丈夫後援会	R5. 12. 1	令和六年六月二十八日
花川 与惣太	花川与惣太後援会	R5. 4. 26	東京都選挙管理委員会

藤田 雅美	藤田まさみと東村山を元氣にする会	R5. 12. 31
宮崎 晴雄	宮崎はるお後援会	R5. 5. 29
村崎 啓二	むらさき啓二後援会	R5. 4. 29
吉川 秀隆	よしかわ秀隆後援会	R5. 12. 31

● 東京都選挙管理委員会告示第八十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百三十三条第三項第三号の規定により、東京都議会議員補欠選挙（江東区、品川区、中野区、北区、板橋区、足立区、八王子市、府中市及び南多摩の各選挙区）を次の期日に行う。

なお、選挙すべき議員の数は、各選挙区一である。

令和六年六月二十八日

東京都選挙管理委員会

選挙期日 令和六年七月七日

● 東京都選挙管理委員会告示第八十五号

東京都議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（昭和三十八年東京都条例第三号）第三条第一項の規定により、令和六年七月七日執行の東京都議会議員補欠選挙（江東区、品川区、中野区、北区、板橋区、足立区、八王子市、府中市及び南多摩の各選挙区）における選挙公報掲載申請期限を次のとおり定めた。

令和六年六月二十八日

東京都選挙管理委員会

選挙公報掲載申請期限 令和六年六月二十八日 午後五時

● 東京都選挙管理委員会告示第八十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和六年七月七日執行の東京都議会議員補欠選挙（江東区、品川区、中野区、北区、板橋区、足立区、八王子市、府中市及び南多摩の各選挙区）における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和六年六月二十八日

東京都選挙管理委員会

江東区選挙区

場所 ホテルイースト21東京
江東区東陽六丁目三番三号

日時 令和六年七月七日 午後八時五十分

品川区選挙区

場所 品川区立総合体育館
品川区東五反田二丁目十一番二号

日時 令和六年七月七日 午後八時三十五分

中野区選挙区

場所 中野区立総合体育館
中野区新井三丁目三十七番七十号

日時 令和六年七月七日 午後九時

北区選挙区

場所 滝野川体育館
北区西ヶ原二丁目一番六号

日時 令和六年七月七日 午後九時

板橋区選挙区

場所 板橋区立上板橋体育館
板橋区桜川一丁目三番一号

日時 令和六年七月七日 午後八時五十分

足立区選挙区

場所 足立区総合スポーツセンター
足立区東保木間二丁目二十七番一号

日時 令和六年七月七日 午後九時

八王子市選挙区

場所 八王子市富士森体育館
八王子市台町二丁目三番七号

日時 令和六年七月七日 午後九時

府中市選挙区

場所 府中市立総合体育館
府中市矢崎町五丁目五番地

日時 令和六年七月七日 午後九時

(第18093号)

<p>南多摩選挙区</p> <p>場所 稲城市役所本庁舎四階 議会室</p> <p>日時 令和六年七月八日 午後二時</p> <p>稲城市東長沼二千百十一番地</p> <p>協会</p>	<p>● 東京都選挙管理委員会告示第八十七号</p> <p>公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定により、令和六年七月七日執行の東京都議会議員補欠選挙（江東区、品川区、中野区、北区、板橋区、足立区、八王子市及び府中市の各選挙区）において、開票の事務を選挙会の事務に併せて行う。</p> <p>令和六年六月二十八日</p> <p>東京都選挙管理委員会</p>
<p>東京都人事委員会規則第十号</p> <p>初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。</p> <p>令和六年六月二十八日</p> <p>東京都人事委員会</p>	<p>● 東京都人事委員会規則第九号</p> <p>公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。</p> <p>令和六年六月二十八日</p> <p>東京都人事委員会</p>
<p>東京都人事委員会規則第八号</p> <p>改正する規則</p> <p>東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>令和六年六月二十八日</p> <p>東京都人事委員会</p>	<p>● 東京都人事委員会規則第八号</p> <p>東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>令和六年六月二十八日</p> <p>東京都人事委員会</p>
<p>東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。</p> <p>令和六年六月二十八日</p> <p>東京都人事委員会</p>	<p>● 東京都人事委員会規則第九号</p> <p>公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>令和六年六月二十八日</p> <p>東京都人事委員会</p>
<p>東京都人事委員会規則第九号</p> <p>改正する規則</p> <p>東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>令和六年六月二十八日</p> <p>東京都人事委員会</p>	<p>● 東京都人事委員会規則第九号</p> <p>公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>令和六年六月二十八日</p> <p>東京都人事委員会</p>
<p>東京都人事委員会規則第十号</p> <p>初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。</p> <p>令和六年六月二十八日</p> <p>東京都人事委員会</p>	<p>● 東京都人事委員会規則第十号</p> <p>初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>令和六年六月二十八日</p> <p>東京都人事委員会</p>
<p>東京都公安委員会規則第9号</p> <p>改正する規則</p> <p>東京都道路交通規則の一部を改正する規則</p> <p>令和六年六月二十八日</p> <p>東京都公安委員会</p>	<p>● 東京都公安委員会規則第9号</p> <p>東京都道路交通規則の一部を改正する規則</p> <p>令和六年六月二十八日</p> <p>東京都公安委員会</p>
<p>東京都公安委員会規則第9号</p> <p>改正する規則</p> <p>東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第2中「王子千住南砂町線」を「王子千住夢の島線」に、</p> <p>「白金台町等々力線」に、</p> <p>「白金台町等々力線」の規則は、令和六年七月一日から施行する。</p> <p>初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する</p>	<p>● 東京都公安委員会規則第9号</p> <p>東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第2中「王子千住南砂町線」を「王子千住夢の島線」に、</p> <p>「白金台町等々力線」に、</p> <p>「白金台町等々力線」の規則は、令和六年七月一日から施行する。</p> <p>初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する</p>

白金台町等 々力線	港区白金台五丁目23番地先から目黒区碑文谷四丁目24番地先まで
目黒区碑文谷四丁目24番地先から世田谷区等々力二丁目36番地先まで	い、
言間大谷田 荒川区南千住三丁目101番18地先から荒川区南千住八丁目181番79地先まで	に、
小山乞田線 町田市小山町3169番地先から多摩市乞田1236番地先まで	い、
小山乞田線 町田市小山町3169番地先から多摩市乞田1236番地先まで	を
三ツ木八王 武藏村山市三ツ木38番5地先から立川市一番町四丁目44番地先まで	に、
大田区道17 大田区京浜島三丁目7番先から大田 -2号線 区京浜島二丁目21番先まで	を
大田区道17 大田区京浜島三丁目7番先から大田 -2号線 区京浜島二丁目21番先まで	に、
大田区道17 大田区京浜島三丁目7番先から大田 -2号線 区京浜島二丁目21番先まで	を
大田区道18 大田区東海四丁目11番2先から大田 -11号線 区東海四丁目6番15先まで	い、
大田区道18 大田区東海四丁目6番15先から大田 -15号線 区東海四丁目6番25先まで	い、
幹線市道I -18号線 日野市日野台四丁目2番地7から日 野市日野台五丁目6番地10まで	を
幹線市道I -18号線 日野市日野台五丁目6番地10まで	に、
国立市道南 第30号線 市谷保六丁目25番地先まで	に、

改める。

附 則

- この規則は、令和6年7月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に、この規則による改正後の東京都道路交通規則（以下「新規則」という。）別表第2に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第2条の3及び同表の適用については、なお従前の例による。

規 程（交）

●交通局規程第三十五号

東京都交通局会計事務規程の一部を改正する規程を次のようにて定める。

令和6年6月1十八日

東京都交通局長 久 我 英 男
東京都交通局会計事務規程の一部を改正する

規 程

東京都交通局会計事務規程（昭和三十一年交通局規程第十号）の一部を次のように改正する。

第四十六条中「ふへ。」の下に「以ト回シ。」を加え、

同条に次の二項を加える。

- 指定納付受託者及び地方自治法第二百二十二条の二の四に規定する政令で定める者の要件は、地方自治法施行

令（昭和二十一年政令第十六号）第一百五十八条に定める
いふによるほか、局長が別に定め得るにしむる。
第四十六条の次に次の二項を加える。

（公金の徴収等の委託）

第四十六条の二局長は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十一号）第三十三条の二において準用する

地方自治法第二百四十三條の二から第二百四十三條の二までの規定に基づき、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を地方自治法第二百四十三條の二第一項に規定するもの（以下「指定公金事務取扱者」といへ。）に委託する」とがである。
1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。
2 この規則の施行の日前に、この規則による改正後の東京都道路交通規則（以下「新規則」という。）別表第2に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第2条の3及び同表の適用については、なお従前の例による。
3 指定公金事務取扱者並びに地方公営企業法第三百二十二条の二において準用する地方自治法第二百四十三條の二第一項及び第六項（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）に規定する政令で定める者の要件は、地方公営企業法施行令第二十六条の四第二項において準用する地方自治法施行令第二百七十三条に定めゆといふによるほか、局長が別に定めるところによる。
4 指定公金事務取扱者は、第一項の規定に基づく事務の委託を受けて徴収し、又は収納した公金及び公金支出に関する生じた精算残金を、局長が指定する期日までに当該公金の明細を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて、局長が指定する金融機関に払い込まなければならぬ。
5 第五十九条の二を削る。
6 別表第五中「各課長」の下に「及び指定公金事務取扱者」を加える。
7 附 則
この規程は、令和6年七月一日から施行する。
●交通局規程第三十六号
東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年6月二十八日

東京都交通局長 久 我 英 男
東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売等に関する規程(平成三十年交通局規程第十六号)の一部を改正する規程

東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売等に関する規程(平成三十年交通局規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。
(目的)

第一条 この規程は、東京都交通局(以下「当局」という。)が関東の鉄道事業者(以下「鉄道事業者」という。)とともに発売するデジタル企画乗車券(以下「企画乗車券」という。)の発売等について定めることを目的とする。

第二条第一項各号列記以外の部分中「(鉄道・バス共通券)」及び「発売日」を削り、同項第一号を削り、同項第二号中「使用」を「発売日から三箇月間のうち、使用」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項を削る。

第三条第一項中「(鉄道・バス共通券)」を削り、同項第一号中「七千二百円」を「六千五百円」に改め、同項第二号中「三千六百円」を「三千二百五十円」に改め、同条第二項を削る。

第二項を削る。

第四条第一項中「(鉄道・バス共通券)」を削り、「乗合自動車」を「東京都乗合自動車」に改め、「除く。」の下に「以下「乗合自動車」という。」を加え、「地下高速電車」を「東京都地下高速電車」に、「鉄道・バス事業者」を「鉄道事業者」に改め、同条第二項を削る。

第五条の見出し中「及び発売条件」を削り、同条第一項中「し、旅客が旅券により訪日外国人旅行者であることを確認できた場合に限り、発売」を削り、同条第一項を削る。

第六条の見出し中「場所」を「方法及び発売条件」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「(鉄道・バス共通券)」を削り、「場所において」を「方法及び条件により」に改め、同項各号を次のように改める。

一 当局が委託する発売機関(リンクティビティ株式会社)が提供するウェブサイト及び当該発売機関が委託する外国の旅行代理店で発売する。

二 決済方法は、外国で発行されたクレジットカード、電子マネーその他前号の旅行代理店が定める方法によるものとする。

三 一つの企画乗車券に同時に発売できる最大数は、八人分までとする。その際、第三条に定める旅客運賃は、当該発売人数分を徴収するものとする。

第六条第二項を削る。

第七条から第九条までを次のように改める。
(使用条件)

第七条 企画乗車券は、旅客自身が携帯情報端末を携行し、その携帯情報端末の画面に表示できる場合に限り使用することができる。

2 携帯情報端末の故障、充電切れ等により企画乗車券の情報を確認できない場合は使用できない。

3 改札後に企画乗車券の情報を携帯情報端末の画面に表示できなくなつた場合、当該乗車区間にに対する旅客運賃を現金等により收受する。

4 旅客が企画乗車券を使用するときは、旅券(日本国以

外の政府等が発行した旅券をいう。以下同じ。)を携行することとする。

第八条 (削除)

(払戻し)

第九条 企画乗車券の払戻しは、第六条に定める発売機関が規定する方法によるものとする。

第十条第一項各号列記以外の部分中「(鉄道・バス共通券)」を削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 企画乗車券を使用する場合においては、乗車の都度、乗務員に提示して改札を受けなければならない。

二 企画乗車券を同時に複数人分購入した場合、表示された購入数以内の人数であれば、複数人で乗車することができる。

第十条第二項を削る。

第十一條第一号中「当該企画乗車券を購入した者以外の者が使用」を「使用する資格のない者が乗車」に改め、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号中「企画乗車券を変造して」を「偽造、変造又は不正に作成された企画乗車券を」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 購入した数量を超えた人数で使用したとき。

三 使用者が旅券を携行せずに使用したとき。

第十二条中「当該企画乗車券を回収し」を削る。

第十六条中「株式会社PASMO PASPORT取扱規則並びに」を削り、「東京都乗合自動車条例施行規程」の下に「(昭和四十年交通局規程第五十号)」を加え、「東京都日暮里・舎人ライナー条例施行

規程」を「及び東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程」に、「、東京都電車外国人向けICカード取扱規程、東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程、東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程及び東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車券取扱規程（以下「PASMO PASSPORT取扱規則等」という。）の規定を準用し、この規程及びPASMO PASSPORT取扱規則等に定めのない事項については、「並びに」に改め、「及び規程」の下に「の規定」を加え、同条を第十七条とし、第十五条の次に次の二条を加える。

（免責事項）

第十六条 携帯電話網の通信障害、端末の故障、盜難及び紛失等により企画乗車券を使用できなかつた場合に伴い生じた旅客の損害その他の不利益については、当局はその責めを負わない。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、令和六年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日から令和六年七月三十一日までの間、この規程による改正後の東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売等に関する規程第一条第一号中「使用を開始する日」とあるのは「令和六年八月一日以降で使用を開始する日」と読み替えるものとする。

（経過措置）

3 この規程による改正前の東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売等に関する規程（以下「旧規

程」という。）の適用については、令和六年八月五日までの間、なお従前の例によることができる。ただし、旧規程第二条による企画乗車券の販売及び第九条による払戻しは、令和六年七月三十一日まで行うものとする。

4 前項の規定により発売した企画乗車券の使用期限は、令和六年八月五日までとし、その他の取扱いは、旧規程第九条の規定を除き、なお従前の例による。

雑 報

東京都職員共済組合保養施設に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年六月二十八日

東京都職員共済組合

理事長 栗岡祥一

●東京都職員共済組合規則第一号

東京都職員共済組合保養施設に関する規則の

一部を改正する規則

東京都職員共済組合保養施設に関する規則（平成十七年東京都職員共済組合保養施設に関する規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二 一の項付記以外の部分を次のように改める。

別表第二
二の項を次のように改める。

年末年始定食		定食		種別		区分	料金
特別子供食	特別定食	子供食	普通食	朝	夕		
九〇〇円	一、二〇〇円	八〇〇円	一、〇〇〇円	四、四〇〇円	四、四〇〇円		
一、九〇〇円	五、二〇〇円	二、四〇〇円	二、四〇〇円	夕			

- 附則
- 1 この規則は、令和六年十月一日から施行する。
 - 2 この規則による改正後の東京都職員共済組合保養施設に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の保養施設の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

発行

東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 都
電話 ○三(五三三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

一本号
一箇月 六、六〇〇円 九〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町二丁目三十三番地一
電話 ○三(五二七六)〇八一一(代)

郵便番号
101-0051